

企業産出産業別産業小分類	企業数	事業所数	企業産出産業別産業小分類	企業数	事業所数
173 建具製造業	1	159 その他の繊維製品製造業	3		
304 通信機械器具・同関連機械器具製造業	2	161 製材業, 木製品製造業	2		
308 電子部品・デバイス製造業	3	184 紙製品製造業	1		
342 楽器製造業	27	192 出版業	1		
343 がん具・運動用具製造業	1	203 有機化学工業製品製造業	2		
343 がん具・運動用具製造業	40	209 その他の化学工業	1		
129 その他の食料品製造業	1	222 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	1		
149 その他の繊維工業	1	224 発泡・強化プラスチック製品製造業	4		
151 織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)	3	252 セメント・同製品製造業	1		
185 紙製容器製造業	1	284 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	1		
221 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	2	287 金属線製品製造業(ねじ類を除く)	1		
222 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	1	297 一般産業用機械・装置製造業	2		
229 その他のプラスチック製品製造業	1	299 その他の機械・同部分品製造業	1		
245 革製手袋製造業	1	301 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	2		
284 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	1	308 電子部品・デバイス製造業	5		
288 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	1	311 自動車・同附属品製造業	1		
295 織機械製造業	1	312 鉄道車両・同部分品製造業	1		
297 一般産業用機械・装置製造業	1	343 がん具・運動用具製造業	1		
306 電子応用装置製造業	2	349 他に分類されないその他の製造業	97		
308 電子部品・デバイス製造業	5				
315 航空機・同附属品製造業	1				
343 がん具・運動用具製造業	77				
344 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務	20				
用品製造業					
184 紙製品製造業	1				
229 その他のプラスチック製品製造業	1				
296 特殊産業用機械製造業	1				
297 一般産業用機械・装置製造業	1				
299 その他の機械・同部分品製造業	1				
301 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	1				
344 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務	38				
用品製造業					
345 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)	1				
347 豊・傘等生活雑貨製品製造業	1				
345 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)	9	25			
223 工業用プラスチック製品製造業	1				
302 民生用電気機械器具製造業	1				
345 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)	23				
346 漆器製造業	8	20			
172 宗教用具製造業		3			
346 漆器製造業		17			
347 豊・傘等生活雑貨製品製造業	12	26			
169 その他の木製品製造業(竹・とうを含む)		1			
221 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業		1			
308 電子部品・デバイス製造業		1			
347 豊・傘等生活雑貨製品製造業		21			
349 他に分類されないその他の製造業		2			
349 他に分類されないその他の製造業	53	131			
127 パン・菓子製造業		1			
148 レース・織維雑品製造業		1			
151 織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)		1			

付録

工業統計調査規則 (昭和26年12月28日 通商産業省令第81号 最終改正 平成6年11月9日通商産業省令第78号)

(省令の目的)

第1条 工業統計調査 (指定統計第10号。以下「工業調査」という。) の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の期日)

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。

(調査の範囲)

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基づく日本標準産業分類(平成5年総務庁告示第60号。以下「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類F—製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)について行う。

(調査の種類)

第5条 工業調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。)について行う。

(調査事項)

第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 事業所名及び所在地
- 2 会社名
- 3 本社又は本店名及び所在地
- 4 他事業所の有無
- 5 経営組織及び資本金額又は出資金額
- 6 従業者数及びその内訳
- 7 常用労働者毎月末現在数合計
- 8 現金給与総額
- 9 原材料、燃料及び電力使用額
- 10 委託生産費
- 11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設仮勘定の増減
- 12 製造品在庫額、半製造品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額
- 13 製造品出荷額
- 14 加工貢及び修理料収入額
- 15 内国消費税額
- 16 主要原材料名
- 17 作業工程
- 18 敷地面積及び建築面積
- 19 工業用水使用量及びその内訳

(調査票の様式)

第7条 甲調査及び乙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲及び乙(以下「調査票」と総称する。)によって行う。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(申告義務)

第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者(以下「申告義務者」という。)は、第5条の区分に従い、調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第9条 市町村長(東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。)は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第17条第1項に規定する工業統計調査員に準備調査を行わ

せ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿(以下「準備調査名簿」という。)1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査の方法)

第10条 工業調査は、第17条第1項に規定する工業統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(調査票等の提出)

第11条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、1部を市町村長の定める日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

第12条 市町村長は、市町村(東京都内の区のある地域では区。以下同じ。)内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第13条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

(事故の場合の措置)

第14条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第12条に規定する都道府県知事の定める日により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合には、都道府県知事は、直ちに、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告があった場合には、通商産業大臣は、第13条に規定する期限を、第1項の報告を行った市町村の地域に限り、別に定めることができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定により第13条に規定する期限を別に定めたときは、その旨を告示する。

(調査の指揮監督)

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

第16条 削除

(工業統計調査指導員及び工業統計調査員)

第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員(以下「工業調査指導員」という。)及び工業統計調査員(以下「工業調査員」という。)を置く。

2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

第18条 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、その他不都合の行為があったときは、解任することができる。

(実施調査)

第19条 統計官、統計主事その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第19号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。

(集計及び公表)

第20条 通商産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果

を速やかに公表する。

(調査票の使用)

第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

1 事業所名

2 事業所所在地

3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額

4 本社又は本店所在地

5 経営組織

6 従業者数

7 主要製品名

2 通商産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

(調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

附則(抄)

2 昭和25年工業センサス規則(昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお從前の例による。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

5 従業者3人以下の事業所について行う平成6年の乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。

附則別表

業種	業種の範囲
ねん糸製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類143—ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類144—織物業
ニット生地製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類145—ニット生地製造業
ニット製外衣・シャツ製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類152—ニット製外衣・シャツ製造業
下着類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類153—下着類製造業(細分類1531—織物製下着製造業、1533—織物製寝着類製造業及び1535—補整着製造業を除く。)
その他の衣服・織維製身の回り品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類156—その他の衣服、織維製身の回り品製造業(細分類1561—ネクタイ製造業、1562—スカーフ・マフラー製造業、1563—ハンカチーフ製造業、1566—帽子製造業(帽体を含む)、1569—他に分類されない衣服・織維製身の回り品製造業を除く。)
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類171—家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類173—建具製造業
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類232—ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類241—なめし革製造業、小分類242—工業用革製品製造業(手袋を除く)、小分類243—革製履物用材料・同附属品製造業、小分類244—革製履物製造業、小分類245—革製手袋製造業、小分類246—かばん製造業、小分類247—袋物製造業、小分類248—毛皮製造業、小分類249—その他のなめし革製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類254—陶磁器・同関連製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282—洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

附則(平成6年11月9日通商産業省令第七十八号)

この省令は、公布の日から施行する。

(本規則は、平成6年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。)

平成6年工業統計調査票乙
(従業者29人以下の事業所用)

指定統計
第10号

◎ こ記入欄は調査対象の事業所を示す。
○ 本社又は本店の名及び所在地と同一場所にある。
△ 他の工場がある。(上記1、2以外)
□ その他の法人

1 事業所の名称及び所在地 電話 () 局番号

2 本社又は本店の名及び所在地 電話 () 局番号

3 他事業所の有無 あてはまる場合は○を付けてください。

4 経営組織 あてはまる場合は○を付けてください。
1 会社(社名) 5 資本金額又は出資金額
又は年次決算書に記載する資本の額
土壟百四十億一千五百万円

5 常用労働者 常用労働者数を記入してください。
1人未満を含む。

6 従業者数 (年未現在) 男 女 計

7 現金総額(年間) 金額
(期末賞与、退職金等を含む。) 百億十億 千億

8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額
(年間) 金額
※標準は都道府県で「万円」まで記入して下さい。
備考

9 製造品出荷額等
ア 品目別製品出荷額(年間) (消費税等内国消費税額を含む。)

10 加工費取入額(年間) 他の企業の所有する原材料又は部品に加工して販売するものに対する加工費は受け取った加工費は受け取らなければなりません。

11 内国消費税額(年間) 金額
消費税額及び地方消費税の合計。
※標準は都道府県で「万円」まで記入してください。

12 もな原材料名及び簡単な作業工程
ア 購入したもの イ 支給されたもの(無償)
ウ 修理料取入額(年間) (消費税額を含む。)(修理した品物の名称)
○ 880000 ☆

13 有形固定資産
(年間) 金額
1. 土地
2. 建物
3. その他
4. その他

14 本票の内容について回答者の氏名
答できる人の氏名

工業統計公表物一覧

平成5年工業統計表		発行所	発行
産業編	大蔵省印刷局	平成7年5月	
品目編	〃	平成7年6月	
用地・用水編	〃	平成7年7月	
市町村編	財通商産業調査会	平成7年6月	
工業地区編	〃	平成7年7月	
企業統計編	大蔵省印刷局	平成7年10月	

平成6年工業統計表		発行所	発行
産業編	大蔵省印刷局	平成8年5月	
品目編	〃	平成8年6月	
用地・用水編	〃	平成8年7月	
市町村編	財通商産業調査会	平成8年6月	
工業地区編	〃	平成8年7月	
企業統計編	大蔵省印刷局	平成8年10月	

平成7年工業統計速報		発行所	発行
産業編	大蔵省印刷局	平成8年11月予定	
品目編	〃	平成8年6月	
用地・用水編	〃	平成8年7月	
市町村編	財通商産業調査会	平成8年6月	
工業地区編	〃	平成8年7月	
企業統計編	大蔵省印刷局	平成8年10月	

平成5年工業統計詳細情報		発行所	発行
産業編	大蔵省印刷局	平成7年8月	
品目編	〃	平成8年8月	
用地・用水編	〃	平成8年8月	
市町村編	財通商産業調査会	平成8年8月	
工業地区編	〃	平成8年9月	
企業統計編	大蔵省印刷局	平成8年9月	

※については、刊行物によらず磁気媒体による公表のみ行っています。

なお、上記の刊行物のほか磁気テープによる提供を下記のとおり行っています。

提供先 財通商産業調査会 経済統計情報センター

住所 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル 電話 03-3535-5348

産業編	昭和46年以降	毎年
品目編	〃	〃
市町村編	〃	〃
用地・用水編	昭和56年以降	〃
工業地区編	昭和61年以降	〃
企業統計編	〃	〃
詳細情報	昭和53年以降	〃

昭和54年3月30日に統計法施行令の一部が改正され「磁気テープ等に記載したものを紙面または映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法」という新たな公表形態が設けられました。

これに伴い、昭和53年以降の工業統計調査の集計結果のうち、都道府県別、市区町村別の詳細情報を公表しています。

平成6年詳細情報として公表する表は以下のとおりです。

- 1 都道府県別・産業細分類別表
- 2 都道府県別・産業中分類別・従業者規模別表
- 3 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

1・2. 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県	産業分類	従業者規模	従業者数 (12月末現在)				(金額単位: 万円)		頁
事業所数	常用労働者				個人事業主及び家族従業者		合計	※延常用労働者(人)	
	男(人)	女(人)			男(人)	女(人)	(人)		
製造品出荷額等				現金給与総額					
製造品出荷額	加工賃収入額	修理料収入額	くす废物の出荷額	その他の収入額	合計	常用労働者(管理・事務)	その他の現金給与	合計	
原材料使用額				有形固定資産額 (9人以下を除く)					
*原材料使用額	*燃料使用額	*購入電力使用額	*委託生産費	合計	年 初 現 在 庫				
					土地 土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)* (機械及び装置)* (その他)*			
有形固定資産額 (9人以下を除く)				有形固定資産額 (9人以下を除く)					
除却額	減価償却額	建設仮勘定*		土 地 取得額	取得額 (新規)				
土地	土地以外のもの	増加額	減少額		土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)* (機械及び装置)* (その他)*			
有形固定資産額 (9人以下を除く)				在庫額*					
取 得 額 (中古)				年 初 在 庫 額				年 末 在 庫 額	
土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)* (機械及び装置)* (その他)*			製造品 半製品及び仕掛品 原材料及び燃料	合計	製造品 半製品及び仕掛品			
在庫額*				年 初 在 庫 額	年 末 在 庫 額	事業所敷地面積 (m ²)	事業所建築面積 (m ²)	事業所延床面積 (m ²)	
年 末 在 庫 額	(従業者29人~10人)	(従業者29人~10人)							
原材料及び燃料	合 計								
水原別用水量 (m ³ 日)				水					
				公共水道 次、					
				工業用水道 上水道 地表水・伏流水 井戸水 その他 回収水 合計					
用途別用水量				海水					
ポイラー用水	原料用水	製品処理用水	冷却用水	温調用水	その他	原料用水	製品処理用水	冷却用水	温調用水
用途別用水量									
海水	生産額	付加価値額	粗付加価値額	有形固定資産投資比率	有形固定資産年未現在高(9人以下を除く)	付加価値率(%)	現金給与率(%)	原材料率(%)	
その他	合計								
分配率(%)				従業者1人当たり				事業所当たり	
現金給与総額	製造品出荷額等(経内国消費税額)	生産額(経内国消費税額)	付加価値額	粗付加価値額	従業者数(人)	製造品出荷額等(経内国消費税額)	生産額(経内国消費税額)	付加価値額	

3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

都道府県	市区町村	産業分類	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(円)	原材料使用額等	製造品出荷額等	加工賃収入額	修理料収入額	頁

平成6年
工業統計表 企業統計編

平成8年10月16日 印刷

平成8年10月30日 発行

編集者 通商産業大臣官房調査統計部

東京都千代田区霞が関1の3の1

電話 03(3501)1511

印刷 大蔵省印刷局

東京都港区虎ノ門2-2-4

電話 03(3587)4285~4287
(業務部図書課ダイヤルイン)